

## 小牧市病院事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、小牧市民病院未収金回収業務を下記のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和7年2月20日

小牧市病院事業

管理者 谷口 健次



### 1 委託を受けた者

東京都中央区日本橋3-9-1  
日本橋三丁目スクエア12階  
弁護士法人ライズ綜合法律事務所

### 2 委託した業務の範囲

小牧市民病院未収金回収業務

### 3 委託期間

令和5年6月1日から令和8年3月31日